

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 6 月 24 日（金）第 322 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定施業要件の変更	（森づくり推進課取扱い）	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	（障害福祉課取扱い）	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新	（障害福祉課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（高齢者生き生き推進課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者生き生き推進課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（高齢者生き生き推進課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者生き生き推進課取扱い）	4
○遊漁規則の変更認可（2件）	（水産振興課取扱い）	5
○土地改良区の役員の就任の届出	（農地整備課取扱い）	5
○土地改良区の定款の変更の認可	（農地整備課取扱い）	6
○県営土地改良事業の計画の変更	（農地整備課取扱い）	6
○県営土地改良事業の工事の完了（2件）	（農地整備課取扱い）	6
○地籍調査の成果の認証	（農地保全課取扱い）	6
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	7
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	（都市計画課取扱い）	7
公 告		
○開発行為に関する工事の完了公告（2件）	（建築課取扱い）	7
○一般競争入札公告	（会計課取扱い）	9
公 安 委 員 会 公 告		
○警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告	（生活安全企画課取扱い）	11
○警備業雑踏警備業務2級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い）	14

告 示

鹿児島県告示第533号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所
南九州市川辺町高田字舟ヶ角5451番（次の図に示す部分に限る。）、5455番，5456番
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第534号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

指宿市開聞十町字物袋5230番 8， 字櫻5297番 1， 5297番 3， 5297番 4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
地域のそよかぜ薬局A	阿久根市赤瀬川2210	令和 4 年 6 月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第536号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 訪 問 看 護 事 業 者， 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 又 は 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者				指定年月日	自立支援医療の種類
事 業 所					
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人	鹿屋市笠之原	訪問看護ステ	鹿屋市笠之原	令和 4 年	育成医療・更

隣の会	町7402番地5	ーションりん	町7402番地5	6月1日	生医療
株式会社IFC Labo	大島郡伊仙町大字犬田布405番地2	光秀訪問看護リハビリステーション	大島郡伊仙町大字犬田布405番地2	令和4年6月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第537号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年6月24日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社Hibari-Imedic	熊毛郡屋久島町尾之間913-1	訪問看護ステーション雲雀	熊毛郡屋久島町安房1796-14-107	令和4年6月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第538号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年6月24日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社やすらぎ訪問看護ステーション	出水市麓町1474番地	株式会社やすらぎ	出水郡長島町山門野4471番地	出来 啓介	令和4年2月28日	訪問看護
有限会社和	西之表市西之表9661番地7	有限会社和	西之表市西之表9661番地7	椎木 司	令和4年3月31日	訪問介護
えい中央デイサービスセンター（のぎく園）	南九州市顚娃町御領3450-2	社会福祉法人御領福祉会	南九州市顚娃町御領3450-2	瀧 義道	令和4年3月31日	通所介護
介護ショップ彩	出水市高尾野町柴引1508番地1	総合ヘルスケア株式会社	出水市高尾野町柴引1508番地1	吉野 清治	令和4年3月31日	福祉用具貸与
介護ショップ彩	出水市高尾野町柴引1508番地1	総合ヘルスケア株式会社	出水市高尾野町柴引1508番地1	吉野 清治	令和4年3月31日	特定福祉用具販売
曾於市社会福祉協議会訪問介護大隅事務所	曾於市大隅町岩川5718番地1	社会福祉法人曾於市社会福祉協議会	曾於市財部町南俣504番地1	山本ひとみ	令和4年4月30日	訪問介護
訪問看護ステーション アマンデー	奄美市笠利町節田大湊1450-1	医療法人碧山会	奄美市名瀬石橋町7番1号	朝沼 榎	令和4年5月15日	訪問看護

鹿児島県告示第539号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和4年6月24日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション Full Full	西之表市西之表 8612番地 1	合同会社 I N F I N I T Y	西之表市西之表 8919番地 16	持田 大樹	令和 4 年 4 月 1 日	訪問看護
介護付有料老人ホームサンライズ霧島	霧島市霧島田口 577番地 1	社会福祉法人恵愛会	宮崎県都城市太郎坊町 563番地 1	坂元 一久	令和 4 年 4 月 1 日	特定施設入居者生活介護
合同会社アンカー	薩摩川内市樋脇町塔之原 13432番地 1	合同会社アンカー	薩摩川内市樋脇町塔之原 13432番地 1	迫田 英基	令和 4 年 4 月 1 日	福祉用具貸与
合同会社アンカー	薩摩川内市樋脇町塔之原 13432番地 1	合同会社アンカー	薩摩川内市樋脇町塔之原 13432番地 1	迫田 英基	令和 4 年 4 月 1 日	特定福祉用具販売
訪問介護ステーション 3rd Hand	伊佐市大口針持 4231	株式会社紳人	熊本県人吉市九日町 12番地	恒松 裕介	令和 4 年 5 月 6 日	訪問介護

鹿 児 島 県 告 示 第 540 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社やすらぎ	出水市麓町 1474 番地	株式会社やすらぎ訪問看護ステーション	出水郡長島町山門野 4471 番地	出来 啓介	令和 4 年 2 月 28 日	介護予防訪問看護
介護ショップ彩	出水市高尾野町柴引 1508 番地 1	総合ヘルスケア株式会社	出水市高尾野町柴引 1508 番地 1	吉野 清治	令和 4 年 3 月 31 日	介護予防福祉用具貸与
介護ショップ彩	出水市高尾野町柴引 1508 番地 1	総合ヘルスケア株式会社	出水市高尾野町柴引 1508 番地 1	吉野 清治	令和 4 年 3 月 31 日	特定介護予防福祉用具販売
訪問看護ステーション アマンデー	奄美市笠利町節田大湊 1450-1	医療法人碧山会	奄美市名瀬石橋町 7 番 1 号	朝沼 榎	令和 4 年 5 月 15 日	介護予防訪問看護

鹿 児 島 県 告 示 第 541 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション	西之表市西之表	合同会社 I N F	西之表市西之表	持田 大樹	令和 4 年	介護予防

ジョンフルフル	8612番地1	INITY	8919番地16		4月1日	訪問看護
介護付有料老人ホームサンライズ霧島	霧島市霧島田口577番地1	社会福祉法人恵愛会	宮崎県都城市太郎坊町563番地1	坂元 一久	令和4年4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
合同会社アンカー	薩摩川内市樋脇町塔之原13432番地1	合同会社アンカー	薩摩川内市樋脇町塔之原13432番地1	迫田 英基	令和4年4月1日	介護予防福祉用具貸与
合同会社アンカー	薩摩川内市樋脇町塔之原13432番地1	合同会社アンカー	薩摩川内市樋脇町塔之原13432番地1	迫田 英基	令和4年4月1日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第542号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

令和4年6月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 漁業権者の名称及び住所
川内川上流漁業協同組合
伊佐市大口里258番地
- 2 漁業権の免許番号
鹿内共第6号
- 3 遊漁規則の変更の内容
遊漁規則の変更の内容を記載した書類を鹿児島県商工労働水産部水産振興課及び川内川上流漁業協同組合に備え置いて、縦覧に供する。
- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和4年5月31日

鹿児島県告示第543号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

令和4年6月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 漁業権者の名称及び住所
松永漁業協同組合
霧島市隼人町松永1904番地
- 2 漁業権の免許番号
鹿内共第13号
- 3 遊漁規則の変更の内容
遊漁規則の変更の内容を記載した書類を鹿児島県商工労働水産部水産振興課及び松永漁業協同組合に備え置いて、縦覧に供する。
- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和4年5月31日

鹿児島県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、徳之島用水土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和4年6月24日

鹿児島県知事 塩田康一

就任した役員の氏名及び住所

理事 竹田 邦男 大島郡天城町岡前1907番地 5

(任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

鹿児島県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、令和 4 年 6 月 6 日付で笠野原土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（用排水施設整備）（旧：県営用排水施設整備（用排水施設））（農業用排水施設整備）指宿地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 4 年 6 月 27 日から同年 7 月 25 日まで
- 3 縦覧場所
指宿市役所耕地林務課

鹿児島県告示第547号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）灰鶴地区の工事は、令和 4 年 2 月 7 日に完了した。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第548号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び農用地保全）柏原地区の工事は、令和 3 年 12 月 23 日に完了した。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第549号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿児島市	令和 2 年 7 月 15 日から 令和 3 年 9 月 21 日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市紫原二丁目の一部	令和 4 年 6 月 7 日
鹿児島市	令和 2 年 7 月 15 日から 令和 3 年 9 月 21 日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市紫原五丁目の一部	令和 4 年 6 月 7 日
鹿児島市	令和 2 年 7 月 15 日から	地籍図及	鹿児島市紫原七丁目の一部	令和 4 年

	令和 3 年 9 月 21 日まで	び地籍簿		6 月 7 日
鹿屋市	令和 2 年 6 月 24 日から 令和 3 年 11 月 20 日まで	地籍図及 び地籍簿	鹿屋市南町の一部	令和 4 年 6 月 7 日
鹿屋市	令和 2 年 6 月 24 日から 令和 3 年 11 月 20 日まで	地籍図及 び地籍簿	鹿屋市下高隈町の一部	令和 4 年 6 月 7 日
鹿屋市	令和 2 年 6 月 24 日から 令和 3 年 11 月 20 日まで	地籍図及 び地籍簿	鹿屋市吾平町麓の一部	令和 4 年 6 月 7 日
指宿市	令和 2 年 8 月 3 日から 令和 3 年 10 月 1 日まで	地籍図及 び地籍簿	指宿市大牟礼五丁目、湯の 浜二丁目及び湯の浜五丁目 の各全部並びに湊三丁目、 湊四丁目及び湯の浜六丁目 の各一部	令和 4 年 6 月 7 日

鹿児島県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年6月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	佐仁赤木名線	奄美市笠利町大字佐仁字向 田2453番1地先から同市笠 利町大字佐仁字福崎152番 1地先まで	前 後	10.1~60.1 10.1~60.1	143.0 143.0

鹿児島県告示第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和4年6月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
知名町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 知名都市計画下水道事業
(2) 名称 知名町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年11月30日から令和10年3月31日まで（変更前平成25年3月31日まで）
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

公 告

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関

する工事は、完了した。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1 工区)

志布志市志布志町安楽字田尻3569番1, 3569番4, 3569番5, 3569番6, 3569番11, 3569番12, 3570番, 3571番, 3572番1, 3572番4, 3572番5, 3572番6, 3572番7, 3573番, 3573番2, 3580番1, 3581番, 3582番2及び3584番2並びに字波見3520番4, 3521番1, 3521番5, 3527番1, 3543番2, 3543番3, 3543番4, 3543番5, 3544番1, 3544番2, 3544番5, 3544番6, 3544番8, 3544番9, 3544番10, 3545番1, 3545番2, 3545番3, 3547番1, 3547番2, 3547番3, 3547番4, 3549番8, 3550番1, 3550番2, 3551番, 3552番, 3552番2, 3552番3, 3553番1, 3553番2, 3555番, 3555番2, 3558番, 3558番2, 3558番3, 3560番, 3560番2, 3560番3, 3561番, 3561番2, 3562番1, 3562番2, 3562番3, 3565番1, 3565番2, 3565番4及び3565番5

2 公共施設の種類, 位置及び区域

公園 志布志市志布志町安楽字田尻3569番1の一部, 3569番11の一部, 3569番12の一部, 3572番1の一部, 3572番4の一部, 3572番5の一部及び3572番6の一部

水路 志布志市志布志町安楽字田尻3569番5の一部, 3569番6の一部, 3569番11の一部, 3570番の一部, 3572番4の一部, 3572番5の一部, 3572番7の一部, 3573番2の一部, 3580番1の一部, 3582番2の一部及び3584番2の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

志布志市長 下平晴行

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(2 工区)

志布志市志布志町安楽字波見3518番1, 3519番1, 3519番2の一部, 3520番1, 3520番2, 3520番3の一部, 3520番7の一部, 3522番1, 3523番1, 3524番1, 3524番5, 3525番1, 3525番4, 3525番5, 3520番1地先水路及び3520番1地先里道の一部並びに字樋口3473番1, 3474番1, 3475番, 3476番, 3478番1, 3480番, 3481番1, 3482番, 3483番, 3484番, 3485番1, 3486番1, 3487番1, 3490番1, 3491番1, 3492番1, 3493番1, 3494番1, 3496番, 3501番, 3502番, 3503番, 3504番1, 3505番, 3514番, 3515番, 3473番1地先市道の一部, 3474番1地先里道の一部, 3475番地先水路, 3478番1地先水路の一部, 3484番地先水路の一部及び3485番1地先水路

2 公共施設の種類, 位置及び区域

公園 志布志市志布志町安楽字波見3519番1, 3519番2の一部, 3520番1, 3520番2, 3520番3の一部, 3520番7の一部, 3520番1地先水路及び3520番1地先里道の一部並びに字樋口3493番1及び3478番1地先水路の一部

水路 志布志市志布志町安楽字波見3520番1の一部, 3520番2の一部, 3520番3の一部, 3520番7の一部, 3520番1地先水路の一部及び3520番1地先里道の一部並びに字樋口3473番1の一部, 3474番1の一部, 3485番1の一部, 3486番1の一部, 3487番1の一部, 3490番1の一部, 3491番1の一部, 3492番1の一部, 3493番1の一部, 3494番1の一部, 3473番1地先市道の一部, 3474番1地先里道の一部及び3485番1地先水路の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

志布志市志布志町志布志二丁目 1 番 1 号
志布志市長 下平晴行

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県警察本部長 山田好孝

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
グループウェアシステムの賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和 5 年 2 月 28 日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和 5 年 3 月 1 日から令和10年 2 月 29日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本装置で使用するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等にあつてはその機器等リストを、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務にあつては役務リストを提出し、確認を受けた者であること。
- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和4年6月24日から同年7月29日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

(5)のアに(5)のイへ持参し、又は(3)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しくは信書便により送付すること。

(3) 郵送による入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(4) 郵送による入札書の提出期限

令和4年8月29日午後5時15分必着

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年8月30日午前10時

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (3)に同じ。

(イ) 交付期限 令和4年7月14日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(3)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110（内線2232）
ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Network server(groupware):1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:
5:15 p.m. 29 August 2022
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 4 年 6 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
令和4年8月22日（月）から同月26日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
令和4年8月25日（木）及び同月26日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目8番8号）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者
ア 受講申込日において、最近5年間に当該警備業務の区分（以下「3号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当する者
ア 最近5年間に3号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- 5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）
 - (1) 新規取得講習
10人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
 - (2) 追加取得講習

5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和4年7月5日（火）から同月8日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 3号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ウ) 4の(2)のウに該当する者

a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(エ) 4の(2)のエに該当する者

a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(オ) 4の(2)のオに該当する者

- a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習
38,000円
- イ 追加取得講習
14,000円
- 7 その他
- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して3号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講習を延期し、又は中止する場合がある。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
- (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490

警備業雑踏警備業務2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務2級検定を次のとおり実施する。

令和4年6月24日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 検定の種別及び級の区分
雑踏警備業務2級
- 2 検定の実施日時、検定当日の受付時間、実施場所及び受検定員
- (1) 実施日時
- ア 学科試験
令和4年9月28日（水）午前9時から午前11時まで
- イ 実技試験
令和4年10月22日（土）午前9時から午後5時まで
- (2) 検定当日の受付時間
午前8時30分から午前9時まで
- (3) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- (4) 受検定員
30人（申請の受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
- 4 検定の方法及び内容
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する
こと。
- (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する
こと。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
令和 4 年 7 月 4 日 (月) から同月 15 日 (金) まで (鹿児島県の休日进行を定める条例 (平成
元年鹿児島県条例第 37 号) 第 1 条の県の休日を除く。)
 - イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規
則」という。) 第 9 条の検定申請書 (別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。) 1
通
 - イ 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 セン
チメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を
記入したもの) 2 葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通
 - エ 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員
又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者
に限る。) 1 通
 - (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島
県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄
する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること (受検者本人以外による申請、
郵送等による申請は認めない。)
- 6 検定手数料
13,000 円 (13,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。)
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
 - (1) 本検定の学科試験の合格発表は、学科試験当日、実施場所において行い、学科試験に合
格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点
で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
 - (2) 本検定の最終合格者発表は、実技試験終了後、実施場所において行う。
 - (3) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
 - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第 11 条の成績証明書を交付する。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期し、又は中止する場合がある。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110 (内線 3032・3033)